

愛媛県地域強靱化計画の概要

1 基本理念

国土強靱化の趣旨を踏まえ、防災・減災対策を中心とした活力のある地域づくりを図ることにより、『強く、しなやかで、美しい「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」』を目指し、計画を策定する。

2 基本目標

1の基本理念を達成するため、次の4項目を基本目標として掲げる。

- ① すべての人命の確保が最大限図られること
- ② 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ すべての被害の迅速な復旧復興が図られること

3 計画期間

本計画は、『えひめ震災対策アクションプラン』と連携して推進することとし、計画期間は、同プランと同様、令和7年度までとするほか、毎年度進捗管理を行うとともに、必要に応じ見直しを実施する。

4 対象とする自然災害（リスク）

本県の地域特性を踏まえ、甚大な被害が発生する可能性のある次の2つの自然災害を対象とする。

(1) 南海トラフ地震

【理由】

- 平成25年に公表した県地震被害想定調査によれば、最悪の場合、強い地震の揺れや大規模津波により、死者約1万6千人、全壊建物約24万4千棟、被害額は約16兆2千億円に上るとされている。
- 国の調査機関によれば、今後30年以内に南海トラフ沿いでM8～9の地震が発生する確率は70～80%となっており、地震発生危険性は年々高まってきている。

(2) 台風、集中豪雨等による風水害（水害、土砂災害等も含む）

【理由】

- 近年、台風が大型化しているほか、広島市土砂災害(H26.8)や関東・東北豪雨(H27.9)、九州北部豪雨(H29.7)のように集中豪雨による被害も激化している。
- 本県でも、平成16年に来襲した一連の台風による土砂災害や洪水等により、26名の人命が奪われたほか、平成30年7月には、梅雨前線の停滞や線状降水帯の発生による集中豪雨に見舞われ、土砂災害や河川の氾濫等により死者27名、災害関連死6名を数えるなど、甚大な被害が発生している。

5 脆弱性の評価

4つの基本目標を達成するため、8つの「事前に備えるべき目標」と33の「起きてはならない最悪の事態」を設定して、脆弱性の評価を実施した。

6 強靱化の推進方針

脆弱性の評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」ごとの強靱化の推進方針を84項目に整理するとともに、施策の達成度・進捗状況を把握するため、項目ごとに203の重要業績指標（再掲を含む）を設定した。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

- (1) 住宅・建築物等の耐震化等
- (2) 空き家対策
- (3) 電柱・ブロック塀等に対する対策
- (4) 大規模盛土造成地に対する対策
- (5) 火災対策
- (6) 災害対応能力の向上

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- (1) 海岸保全施設等の整備・耐震化等
- (2) ゼロメートル地帯の安全確保
- (3) 水門・陸閘等の閉鎖・閉塞対策
- (4) 津波避難路の確保、津波避難計画の策定、早期避難の徹底
- (5) 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進

1-3 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生

- (1) 河川堤防やダム等の治水施設の整備
- (2) ハザードマップ・浸水想定区域図等の作成や訓練・情報提供等の実施
- (3) 土砂災害防止施設の整備
- (4) 土砂災害警戒区域等の指定促進等
- (5) 農林業保全施設等の整備

1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

- (1) 豪雪災害防災活動

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- (1) 非常用備蓄の促進
- (2) 支援物資の受入体制等の整備
- (3) 輸送路の確保等
- (4) 水道施設の耐震化等

2-2 山間部や半島部、離島において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

- (1) 道路や港湾等における防災対策の強化
- (2) 孤立集落対策の充実

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等に伴う救助・救急活動等の絶対的不足

- (1) 救助・救急機関等との連携の強化
- (2) 警察、消防施設の耐震化や資機材等の充実

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

- (1) 帰宅困難者等への対策
- (2) 観光客の帰宅困難対策

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

- (1) 災害拠点病院の整備やドクターヘリ等の効率的な運用
- (2) 災害医療体制の充溢強化
- (3) 保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化
- (4) エネルギー供給の長期途絶対策

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- (1) 疫病・感染症対策、遺体対策等の体制整備

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- (1) 福祉避難所の指定促進、運営体制の支援
- (2) 保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化
- (3) 避難所運営マニュアルの整備

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- (1) 警察機能の維持
- (2) 留置施設等との連携
- (3) 信号機の滅灯対策

3-2 県・市町における職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下

- (1) 業務継続計画（BCP）の推進
- (2) 災害対策本部の機能強化
- (3) 通信・情報共有システムの充実

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- (1) 防災拠点施設等における停電対策
- (2) 通信事業者との連携強化

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能

- (1) テレビ・ラジオ放送の中断等対策

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- (1) 災害関連情報の伝達手段の多様化等
- (2) 県民の防災・減災意識の向上等
- (3) 適切な避難行動の呼びかけ等
- (4) 災害弱者対策

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

- (1) サプライチェーンの寸断対策
- (2) エネルギー供給体制の確保
- (3) 基幹的な陸海上交通ネットワークの機能停止対策

5-2 コンビナートや重要な産業施設等の被災

- (1) 石油コンビナート等における防災対策や事業継続の推進

5-3 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響

- (1) 金融機関における防災対策の推進

5-4 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

- (1) 食料等の供給体制の確保
- (2) 物流機能等の維持・早期再開

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止

- (1) ライフライン事業者の防災対策の推進
- (2) エネルギー供給の多様化
- (3) 水資源の確保や節水型社会の推進

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- (1) 汚水処理施設等の防災対策の推進

6-3 基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海、空）の長期間にわたる機能停止

- (1) 高速道路や緊急輸送道路等の整備促進
- (2) 港湾・漁港施設等の整備促進
- (3) 松山空港における防災対策の推進
- (4) 鉄道施設の耐震・安全対策の推進

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- (1) 海岸堤防等の整備、耐震対策
- (2) 信頼性の高い、広域のかつぎめ細かな災害時道路ネットワークの構築
- (3) 情報共有インフラの維持強化

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

- (1) 市街地の火災対策
- (2) 海上・臨海部の広域複合災害対策
- (3) 建物倒壊等による交通麻痺

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

- (1) 堤防・護岸等の防災対策
- (2) ため池やダム等の防災対策

7-3 有害物質の拡散・流出

- (1) 有害物質の拡散・流出対策
- (2) 伊方発電所の安全・防災対策の強化

7-4 農地、森林等の被害

- (1) 農地・農業水利施設の適切な安全管理
- (2) 森林の荒廃対策

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

- (1) 実効性のある災害廃棄物処理体制の構築
- (2) 災害廃棄物処理への協力

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

- (1) 復旧・復興を担う人材等の確保・育成
- (2) 地域コミュニティの活性化

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

- (1) 文化財の防災対策

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ

- (1) 長期浸水への対策
- (2) 生活再建支援
- (3) 復興計画の作成

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

- (1) 風評被害等に対する対策

7 施策の重点化

限られた資源で効率的かつ効果的に強靱化を進めるため、**15の「起きてはならない最悪の事態」**を重点項目として設定した。（上記表の青塗り・太枠箇所）

8 計画の推進

PDC Aサイクルにより、計画の進捗管理や見直しを実施していく。